

式及甲(通)辨

以上ノ事項ニ付テハ各府縣民衆ニ注意セシメ

十日末日迄於業ノ懸念ノ上ニ懸念セシメ

各府縣ニ通知スルニ付テハ各府縣ニ注意セシメ

各府縣知事殿

大正十五年九月二十二日

券秘寫

一三九號

大正十五年九月二十二日

警視總監 太田 政 弘

15. 9. 27
536

中内務大臣 次口 雄 幸 殿

社務局長 官長 岡隆一郎 殿

神奈川、千葉、埼玉

各府縣知事 殿

株式会社 櫻田機械製造所

工場閉鎖ニ關スル件(第四報)